

平成29年5月22日

独立行政法人造幣局

造幣局旧東京支局敷地における土壌調査結果について

独立行政法人造幣局は、旧東京支局の移転後の敷地について、昨年12月より、土壌汚染対策法に基づく土壌調査を実施したところ、同法の指定基準値を超える有害物質が検出されました。調査結果につきましては、平成29年1月31日に東京都に「土壌汚染状況調査結果報告書」の提出を行い、このたび、東京都から旧東京支局の敷地について「形質変更時要届出区域」の指定を受けましたのでお知らせいたします。

1. 敷地の概要

- 実施場所 東京都豊島区東池袋4丁目42番地
- 敷地面積 31,994.62 m²
- 土地履歴 昭和14年以前 巣鴨刑務所（巣鴨監獄）
昭和14年 大蔵省造幣局東京出張所（麹町区大手町から移転）
（主な業務：勲章製造・貴金属地金品位証明）
昭和16年 貨幣製造開始
昭和20年 空襲で施設の7割が壊滅状態
昭和21年 貨幣製造再開
昭和38年 貨幣製造の溶解工程から検査工程までの一貫作業開始
昭和49年 溶解工程～成形工程まで終了
平成28年9月末 操業停止（さいたま市に移転）

2. 調査結果

基準値を超えた土壌中及び地下水中の第1種及び第2種特定有害物質の最大値を次表に示します（汚染箇所等は別紙1、2参照）。

特定有害物質の種類	土壌・溶出量 (mg/l)			土壌・含有量 (mg/kg)			地下水 (mg/l)			
	基準値	最大測定値	倍率	基準値	最大測定値	倍率	基準値	最大測定値	倍率	
第1種 特定有害物質	不 検 出									
第2種 特定有害物質	六価クロム	0.05	0.15	3.0	—	—	—	—	—	—
	水銀	0.0005	0.012	24.0	15	27	1.8	—	—	—
	セレン	0.01	8.1	810	—	—	—	0.01	2.5	250
	鉛	0.01	0.17	17.0	150	4100	27.3	—	—	—
	砒素	0.01	0.028	2.8	—	—	—	—	—	—
	ふっ素	0.8	1.7	2.1	—	—	—	—	—	—
	ほう素	1	6.3	6.3	—	—	—	1	5.2	5.2

(注)「—」は基準値以下のもの。

3. 区域指定

平成 29 年 5 月 22 日に東京都から、旧東京支局敷地の汚染が確認された範囲について「形質変更時
要届出区域」(※)に指定されました。

() 参考

(東京都ホームページより抜粋)

土壤汚染対策法(以下「法」という。)では、土壤汚染状況調査の結果、土壤の汚染状態が指定基準に適合
しない土地については、要措置区域または形質変更時要届出区域(以下、「要措置区域等」という。)として指
定する。

要措置区域 (法第 6 条)	・土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措 置が必要な区域 ・汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示する(法第 7 条) ・土地の形質変更の原則禁止(法第 9 条)
形質変更時 要届出区域 (法第 11 条)	・土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措 置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。) ・土地の形質変更時に都道府県知事に計画の届出が必要(法第 12 条)

4. 今後の対策

関係行政機関(東京都及び豊島区)の指導等をいただきながら、下記の対策を行ってまいります。

(1) 土壌について

基準を超過した土壌は、周辺に影響を及ぼさないよう拡散防止を図りながら、全て掘削し敷地外
に搬出します。地下水が基準を満たすことを確認した後、良質土(健全土)で埋め戻します。

搬出した土壌については、都道府県の指定を受けた処理施設に処理を委託します。

(2) 地下水について

掘削部の汚染地下水を汲み上げ浄化します。

汲み上げた地下水については、水処理設備で排水基準の適合を確認後、下水放流します。

(3) モニタリングについて

地下水汚染の検出されている区画は、良質土(健全土)で埋め戻した後、区画内に設置した観測井
戸において地下水を 2 年間モニタリングし、汚染対策の効果を確認します。

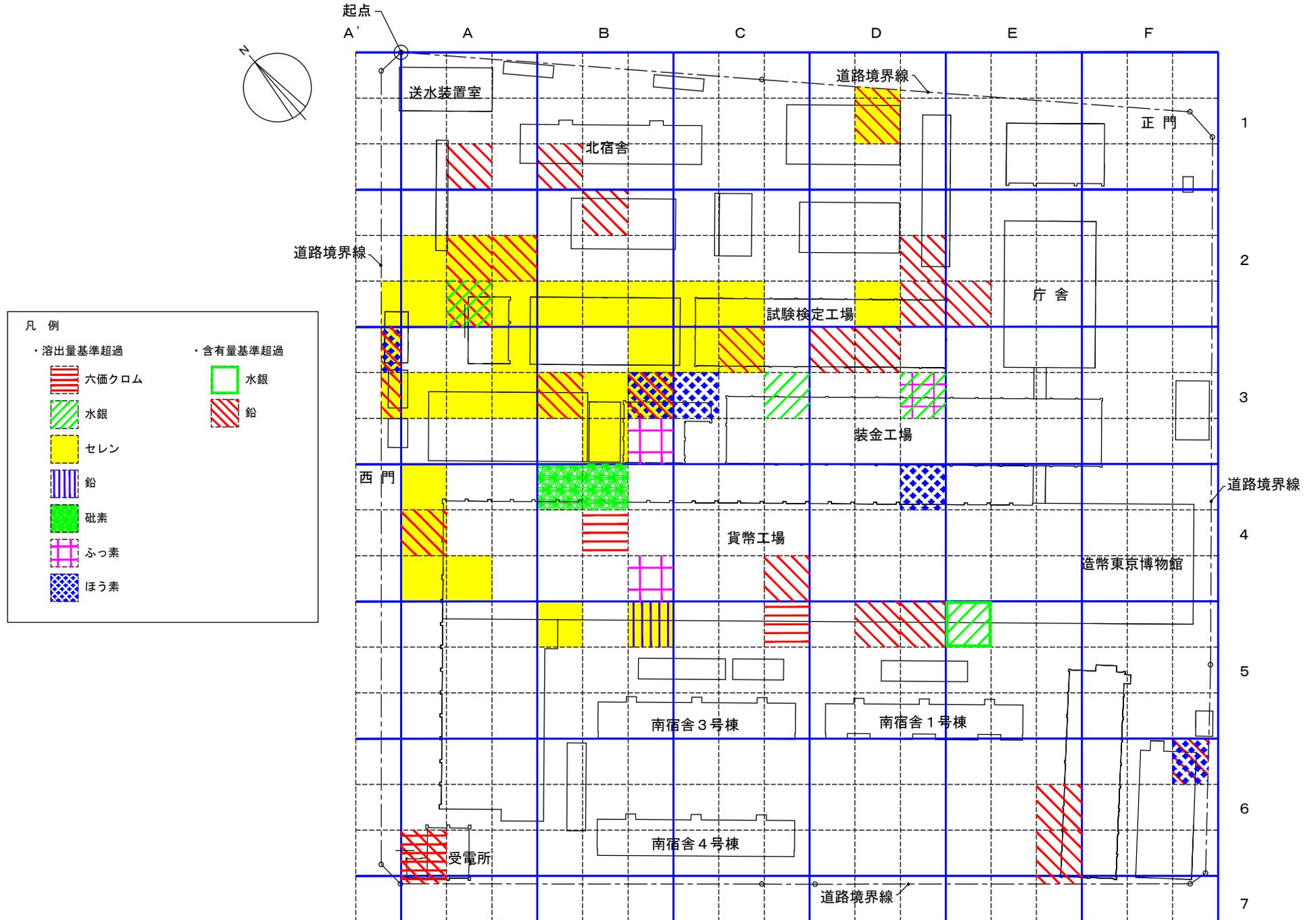
また、平成 24 年の自主調査時に敷地境界付近に設置した観測井戸により、地下水の水質調査を定
期的(四半期ごとに 1 回)に行い、調査結果を造幣局ホームページにて公表してきておりますが、
引き続き行ってまいります。

5. 本件に関する問合せ先

貨幣部施設課 電話 06-6351-6354

総務部契約・保有資産監理官 電話 06-6351-6887

土壤汚染箇所（溶出量及び含有量基準値超過）範囲図



地下水汚染箇所範囲図

